

各位

2018年7月13日
maneoマーケット株式会社

業務改善命令について

表題の件につきまして下記の通りお知らせ致します。

記

本年7月6日、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に行政処分を行うよう勧告がなされておりましたが、本日、以下の業務改善命令を受けました。

当社では、この度の業務改善命令を厳粛に受け止め、責任の所在を明確にするとともに、ファンドに対するモニタリングの強化・実効性確保をはじめとする業務運営態勢のより一層の強化や抜本的な内部管理態勢の見直しなどを行い、再発防止に向けて全社をあげて取り組んで参ります。

投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

記

【業務改善命令の内容】

- (1) 今般の法令違反及び投資者保護上問題のある業務運営について、責任の所在を明確にするとともに、発生原因を究明し、改善対応策を策定実行すること。
- (2) 金融商品取引業者として必要な営業者の選定・管理に関する業務運営態勢等を再構築すること。
- (3) 本件行政処分内容及び改善対応策について、全ての顧客を対象に、適切な説明を実施し、説明結果を報告すること
- (4) 顧客からの問い合わせ等に対して、誠実かつ適切に対応するとともに、投資者間の公平性に配慮しつつ、投資者保護に万全の措置を講ずること
- (5) 上記(1)から(4)までの対応について、平成30年8月13日までに、進捗状況及び対応結果について報告すること。

以上